

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	14
処分の種類	調査に応じないときの保護廃止等			
根拠法令条例等・条項	生活保護法第28条第5項			
処分の概要	<p>要保護者が、資産状況、健康状況その他の事項にかかる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、忌避し、又は必要な検診を受けるべき命令に従わないとき、保護を変更(減額等)、停止、廃止する決定</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽されているため)</p> <p>[参考]生活保護法第28条第5項 保護の実施機関は、要保護者が、第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。</p>			
基準の制定根拠	-			